

小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業 実施要領

第1 趣 旨

平成30年食品衛生法改正に伴い改正された食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例による施設基準（以下、「新施設基準」という。）の経過措置期間が終了する小規模食品取扱事業者を対象に、衛生設備の導入・機能強化による衛生管理レベルの向上を図るための支援を行う。

第2 事業内容等

補助事業者 公募要領第Iに基づき、補助事業者として採択されたもの
事業内容 補助事業者は、新施設基準の経過措置期間終了の周知を行うとともに、補助金を活用して、小規模食品取扱事業者（以下「間接補助事業者」という。）に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施する。

第3 事業実施計画の策定及び認定等

- 1 補助事業者は、事業実施計画を定め、若しくは変更した場合は、事業実施計画認定申請書（第1号様式）に事業実施計画書（第2号様式）を添付し、別に定める期日までに知事に認定の申請を行うものとする。
- 2 知事は、事業実施計画認定申請書の内容を審査し、適当と認めるときは認定を行い、事業実施計画認定通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 3 事業実施計画の認定要件は別表1のとおりとし、事業実施期間は申請のあった年度の末日までとする。
- 4 知事は、3の認定要件を満たしていないと認められる場合は、認定を取り消すことができる。

第4 補助金の交付事業等

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- ア 大分県内に施設を有すること
- イ 常時従業員数が5名以下であること
- ウ 食品衛生法もしくは大分県食品衛生条例（昭和48年大分県条例第60号、令和3年6月1日廃止）における初回許可取得日が令和3年5月31日以前であること

エ 取得している許可業種が以下の業種であること

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| ・菓子製造業 | ・アイスクリーム類製造業 | ・乳製品製造業 |
| ・清涼飲料水製造業 | ・食肉製品製造業 | ・水産製品製造業 |
| ・氷雪製造業 | ・液卵製造業 | ・食用油脂製造業 |
| ・みそ又はしょうゆ製造業 | ・酒類製造業 | ・豆腐製造業 |
| ・納豆製造業 | ・麺類製造業 | ・そうざい製造業 |
| ・複合型そうざい製造業 | ・冷凍食品製造業 | ・複合型冷凍食品製造業 |
| ・漬物製造業 | ・密封包装食品製造業 | ・添加物製造業 |

オ その他大分県知事（以下「知事」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

（３） 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表 1 第 5 欄に掲げる方法により算出するものとする。

（４） 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及びチラシ配布等による周知
- イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- ウ 間接補助事業者の指導監督
- エ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- オ 間接補助事業者の事業実施内容のとりまとめ
- カ 上記に関する付帯業務

（５） 交付規程の内容

交付要綱第 1 4 条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第 6 条から第 1 2 条までに準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする

（６） 間接補助金交付先の採択等

間接補助金交付先の採択は、必要に応じて、知事と協議の上、行うものとする。

（７） 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に知事に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、知事に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

（８） 間接補助事業者からの返還額等の取扱

知事は、交付要綱、この実施要領又は交付規程（以下、「交付要綱等」という。）に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを大分県知事に返還又は納付させることがある。

第5 助成措置

県は、予算の範囲内において、補助事業者がこの事業の実施に必要な経費につき、交付要綱等に基づき助成するものとする。

第6 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、必要に応じて、補助事業者による補助事業の実施に関し、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

知事は、間接補助事業が次の条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

- ① 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業者が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

第7 その他

補助事業者は、交付要綱等に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、知事に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月8日から施行する。

別表 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
1 小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業	【衛生設備の導入・機能強化への支援】 新施設基準に必要な衛生設備及び各種計測器を導入する。	事業を行うために必要な設備費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表 2 に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出される額が 5 万円を超える場合は、交付額を 5 万円とする。また、算出された額に 100 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表 2

1 区分	2 費目	3 内容
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

第1号様式（第3関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
実施計画認定申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業実施計画について、下記のとおり作成したので認定されるよう、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業実施要領第3の1の規定により申請します。

記

- 1 添付書類 事業実施計画書（第2号様式）

第2号様式（第3関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
実施計画書

事業実施者名	
代表者氏名	

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日

3 事業の内容

4 添付書類

- (1) 個人の場合は身分証明書の写し、法人の場合は登記簿謄本、任意組織もしくは団体の場合は規約等
- (2) 補助対象となる経費の算定根拠が確認できる書類（見積書の写し等）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第3号様式（第3関係）

（公 印 省 略）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
実施計画認定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で認定申請のあった、 年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業実施計画については、認定したので、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業実施要領第3の2の規定により通知します。